

第5節 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準について（案）

指定基準	解釈通知（案）
<p>○指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年6月13日厚生労働省令第79号）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設及び指定特定身体障害者授産施設（次条第十号において「指定身体障害者更生施設等」という。）に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律二百八十三号。以下「法」という。）第十七条の二十六の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 指定身体障害者更生施設 法第十七条の二十四の規定により都道府県知事が指定す</p>	<p>○指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準について（平成〇年〇月〇日障第〇号）</p> <p>第1章 基準の性格</p> <p>1 基準省令は、指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設及び指定特定身体障害者授産施設（以下「指定身体障害者更生施設等」という。）が身体障害者福祉法上の施設支援を提供するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定身体障害者更生施設等は、常にその運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定身体障害者更生施設等が満たすべき基準を満たさない場合には、指定身体障害者更生施設等の指定は受けられず、また、運営開始後、基準省令に違反することが明らかになった場合は、都道府県知事の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。</p> <p>3 運営に関する基準に従って施設の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消された直後に再度当該施設から指定身体障害者更生施設等の指定の申請がなされた場合には、当該施設が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。</p> <p>第2章 用語の定義</p> <p>(1)「常勤換算方法」</p> <p>当該指定身体障害者更生施設等の従業者の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき</p>

る身体障害者更生施設であって、次のイからニまでに掲げるものをいう。

イ 指定肢体不自由者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち肢体不自由者を入所させるもの。

ロ 指定視覚障害者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち視覚障害者を入所させるもの。

ハ 指定聴覚・言語障害者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち聴覚・言語障害者（聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者をいう。）を入所させるもの。

ニ 指定内部障害者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち内臓の機能に障害のある者を入所させるもの。

二 指定身体障害者療護施設 法第十七条の二十四の規定により都道府県知事が指定する身体障害者療護施設をいう。

三 指定特定身体障害者授産施設 法第十七条の二十四の規定により都道府県知事が指定する特定身体障害者授産施設であって、イ及びロに掲げるものをいう。

イ 指定特定身体障害者入所授産施設 指定特定身体障害者授産施設のうちロを除いたもの。

ロ 指定特定身体障害者通所授産施設 指定特定身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。

四 指定施設支援 法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援をいう。

五 施設訓練等支援費の額 法第十七条の十第二項に規定する施設訓練等支援費の額をいう。

六 施設利用者負担額 法第十七条の十第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。

七 身体障害程度区分 法第十七条の十第三項に規定する身体障害程度区分をいう。

八 支給期間 法第十七条の十一第三項第一号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間をいう。

九 法定代理受領 法第十七条の十一第八項の規定により指定施設支援に要した費用が

時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

#### (2)「勤務延時間数」

勤務表上、当該指定施設支援の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該施設において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

#### (3)「常勤」

当該指定身体障害者更生施設等における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、指定身体障害者更生施設等に指定デイサービス事業所が併設されている場合、指定身体障害者更生施設等の管理者と指定デイサービス事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

#### (4)「専ら従事する」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該指定施設支援以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該サービスに係る勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

#### (5)「前年度の平均値」

- ① 基準省令第4条第2項、第5条2項、第6条第2項、第7条第2項、第43条第2項、第49条第2項及び第50条第2項に

施設支給決定身体障害者（法第十七条の十一第五項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）に代わり当該指定施設に支払われることをいう。

十 常勤換算方法 指定身体障害者更生施設等の従業者の勤務延時間数の総数を当該指定身体障害者更生施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定身体障害者更生施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

## 第二章 身体障害者更生施設

### 第一節 基本方針

（基本方針）

第三条 指定身体障害者更生施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、治療又は指導及びその更生に必要な訓練を適切に行うものでなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、できる限り居室に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第四条の二第五項に

おける「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の各月初日の入所者延数を12で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

② 新設（事業の再開の場合を含む。以下同じ。）又は増床分の定員に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の入所者数は、新設又は定員増の時点から6月未満の間は、便宜上、定員数の90%を入所者数とし、新設又は定員増の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における各月初日の入所者延数を6で除して得た数とし、新設又は定員増の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における各月初日の入所者延数を12で除して得た数とする。

③ 減床の場合には、定員減少後の実績が3月以上あるときは、定員減床後の各月初日の入所者延数を当該月数で除して得た数とする。

## 第三章 指定身体障害者更生施設

規定する身体障害者居宅生活支援事業を行う者、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## 第二節 人員に関する基準

(指定肢体不自由者更生施設の従業者の員数)

### 第四条 指定肢体不自由者更生施設に置くべき

従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が五十を超えない指定肢体不自由者更生施設にあつては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定肢体不自由者更生施設にあつては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 理学療法士 常勤換算方法で一以上

ニ 作業療法士 常勤換算方法で一以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定肢体不自由者更生施設の従業者は、専ら当該指定肢体不自由者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

## 第1節 人員に関する基準

1 指定肢体不自由者更生施設の従業者の員数  
(基準第4条)

(1) 指定肢体不自由者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第4条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を6.3で除して得た数以上とすることとしたものである。

(2) 基準第4条第8項において、指定肢体不自由者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第7項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。

- 4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 指定肢体不自由者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 8 指定肢体不自由者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定視覚障害者更生施設の従業者の員数)

第五条 指定視覚障害者更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護師、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が五十を超えない指定視覚障害者更生施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定視覚障害者更生施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

三 栄養士 一以上

2 指定視覚障害者更生施設の従業者の員数  
(基準第5条)

(1) 指定視覚障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第5条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を6.3で除して得た数以上とすることとしたものである。

(2) 基準第5条第8項において、指定視覚障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第7項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 指定視覚障害者更生施設の従業者は、専ら当該指定視覚障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 指定視覚障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 8 指定視覚障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定聴覚・言語障害者更生施設の従業者の員数)

第六条 指定聴覚・言語障害者更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員
- イ 入所者の数が五十を超えない指定聴覚

3 指定聴覚・言語障害者更生施設の従業者の員数(基準第6条)

(1) 指定聴覚・言語障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第5条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を6.3で除して得た数以上とすることとしたものである。

・言語障害者更生施設にあっては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定聴覚・言語障害者更生施設にあっては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定聴覚・言語障害者更生施設の従業者は、専ら当該指定聴覚・言語障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 指定聴覚・言語障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。

8 指定聴覚・言語障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な

(2) 基準第5条第8項において、指定聴覚・言語障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第7項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。

従業者を置かなければならない。

(指定内部障害者更生施設の従業者の員数)

第七条 指定内部障害者更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が五十を超えない指定内部障害者更生施設にあつては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定内部障害者更生施設にあつては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 保健師又は看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が五十を超えない指定内部障害者更生施設にあつては、常勤換算方法で、一 以上

(2) 入所者の数が五十を超えて百を超えない指定内部障害者更生施設にあつては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が百を超えて百四十を超えない施設にあつては、常勤換算方法で、三以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定内部障害者更生施設の従業者は、専ら当該指定内部障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 指定内部障害者更生施設の従業者の員数 (基準第7条)

(1) 指定内部障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第5条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を6.3で除して得た数以上とすることとしたものである。

(2) 基準第5条第8項において、指定内部障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第7項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。



- 4 第一項第二号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 指定内部障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 8 指定内部障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

### 第三節 設備に関する基準

(設備)

第八条 指定身体障害者更生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

#### 一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。

#### 二 静養室

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ロ 医務室に近接して設けること。

#### 三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

#### 四 浴室 入所者の特性に応じたものである

### 第2節 設備に関する基準

#### 1 指定身体障害者更生施設の設備（基準第8条）

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

#### 2 指定身体障害者更生施設の経過措置（基準附則第2条）

指定身体障害者更生施設の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

- (1) 基準省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下本条において同じ。)について、第8条第1項第1号口の居室の床面積の規

こと。

#### 五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

#### 六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室 治療に必要な機械器具等を備えること。

八 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

九 廊下幅 二・二メートル以上とすること。

2 指定肢体不自由者更生施設には、前項各号に掲げる設備のほか、理学療法室、職能判定室、職業訓練室、運動療法室兼作業療法室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 指定視覚障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室、図書室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具及び点字図書等を備えなければならない。

4 指定聴覚・言語障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

5 指定内部障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、理学療法室兼作業療法室、職業訓練室、職能判定室、娯楽室及び講堂を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

6 前各項に掲げる設備は、専ら当該指定身体障害者更生施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

定及び同項第九号の廊下幅の規定を適用する場合には、居室の入所者1人当たりの床面積については、同項第1号ロ中「6.6平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」と、廊下幅については、同項第九号中「2.2メートル」とあるのは「1.8メートル」とする。

(2) 基準省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物については、当分の間、第8条第2項から第4項までの集会室を置かないことができる。